

広島県医師会・日本医師会会費等賦課額一覧表

広島県医師会費・広島県医師会医師賠償責任保険（100万円保険）保険料

令和5年4月1日改定

会 員 種 別			会費等種別	年額合計	年額	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
A	開 業 医		広島県医師会費	234,010	228,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000
			医賠償保険料※		6,010	500	510	500	500	500	500	500	500	500	500	500	
	介護老人保健施設や 介護老人福祉施設の管理者		広島県医師会費	31,510	25,500	2,125	2,125	2,125	2,125	2,125	2,125	2,125	2,125	2,125	2,125	2,125	
			医賠償保険料		6,010	500	510	500	500	500	500	500	500	500	500	500	
B	勤 務 医	病院・診療所の長（施設長）		広島県医師会費	29,510	25,500	2,125	2,125	2,125	2,125	2,125	2,125	2,125	2,125	2,125	2,125	2,125
				医賠償保険料		4,010	330	380	330	330	330	330	330	330	330	330	330
		上記以外の勤務医		広島県医師会費	23,510	19,500	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625	1,625
				医賠償保険料		4,010	330	380	330	330	330	330	330	330	330	330	330
C	研修医・広大学院生		広島県医師会費	8,010	4,000	250	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350	250
			医賠償保険料		4,010	330	380	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330

（単位：円）

※医賠償保険料（広島県医師会医師賠償責任保険〔100万円保険〕）の年間保険料は年度毎に変動する可能性があります。原則全員加入としますが、保険加入が不要の場合はお申し出ください。
（平成26年6月8日（日）開催の第113回代議員会にて、医療事故特別会費の徴収を止め、以後は保険料として徴収することとなりました。）

※B・C会員の医賠償保険料は令和元年5月1日から年間4,010円に減額となりました。

※会費減免申請をいただいた会員は、医学部卒業後の5年間は広島県医師会会費減免（無料化）となります。（令和4年10月4日（火）開催の第8回理事会で承認、令和5年6月11日の第134回代議員会にて報告）

日本医師会費

令和6年4月1日改定

会 員 種 別			会 費 年 額	Ⅰ 期				Ⅱ 期				Ⅲ 期				
				4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	
A ①		開設者及び管理者		126,000（66,000）	42,000（22,000）				42,000（22,000）				42,000（22,000）			
A ②(B)		医賠償保険加入の勤務医 ※2	31歳以上	64,000（36,000）	21,000（12,000）				22,000（12,000）				21,000（12,000）			
			30歳以下	39,000（11,000）	13,000（ 4,000）				13,000（ 3,000）				13,000（ 4,000）			
A ②(C)		医賠償保険加入の研修医 ※2		21,000（15,000）	7,000（ 5,000）				7,000（ 5,000）				7,000（ 5,000）			
B		医賠償保険非加入の勤務医 ／ 廃業B ※1		28,000	9,000				10,000				9,000			
C		医賠償保険非加入の研修医 ※3		6,000	2,000				2,000				2,000			
項（高 適用） 4 条 1	A ①	医賠償保険加入の開設者・管理者		78,000（66,000）	26,000（22,000）				26,000（22,000）				26,000（22,000）			
	A ②(B)	医賠償保険加入の勤務医		48,000（36,000）	16,000（12,000）				16,000（12,000）				16,000（12,000）			
卒 疾 （ 4 条 5 2 項 出 産 3 項 育 児 他 ※ 3 適用 ）	A ①	医賠償保険加入の開設者・管理者		66,000（66,000）	22,000（22,000）				22,000（22,000）				22,000（22,000）			
	A ②(B)	医賠償保険加入の勤務医 ※2	31歳以上	36,000（36,000）	12,000（12,000）				12,000（12,000）				12,000（12,000）			
			30歳以下	15,000（11,000）	5,000（ 4,000）				5,000（ 3,000）				5,000（ 4,000）			
	A ②(C)	医賠償保険加入の研修医 ※2		15,000（15,000）	5,000（ 5,000）				5,000（ 5,000）				5,000（ 5,000）			

※（ ）内は日医医賠償保険料等

（単位：円）

※1 廃業B（平成26年7月1日改定）…A会員（A①・A②B、A②C）が閉院や退職等により、将来に亘り日常的な医療行為を行わず、A会員からB会員に会員区分変更を行った場合（以下「廃業」という）で、廃業前の医療行為に起因して損害賠償の請求がなされた場合、廃業後10年間保険が適用されます（死亡退会以外で退会した場合は適用されません）。手続きについては、異動報告書（会員区分：B、異動事由：廃業Bを選択）を市郡地区医師会へご提出ください。

※2 日本医師会医師賠償責任保険料引き下げに伴う日本医師会会費の改定（平成29年6月25日 第140回日本医師会定例代議員会で承認）。4月1日現在の年齢により会費額が異なります。

※3 医学部卒業後の5年間は日本医師会会費減免（令和4年7月26日 第5回理事会で承認決定）。